

# 講師等謝金規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、当法人が講師等の謝金の算出清算に関して定めたものである。

(用語の定義)

第 2 条 この規程で謝金には以下の区分のとおりとする。

1. 講師謝金

受託業務上、本法人が企画するセミナー・勉強会等についての講師を依頼するにあたっての講師料とその旅費をいう。

2. メンター謝金

受託業務上、本法人が支援する人材の経営的アドバイザーを依頼するにあたっての謝金とその旅費をいう

3. 審査・評価等委員謝金

受託業務上、本法人が実施する選考会・審査会議等において審査委員を依頼するにあたっての謝金とその旅費をいう。

4. 委員謝金

受託業務上、本法人が企画する研究会についての委員を依頼するにあたっての委員謝金とその旅費をいう。

5. ボランティア謝金

本法人の活動を支援するボランティアに対する謝金をいう。

(謝金の計算)

第 3 条 謝金は原則下記別表に定めたとおりに算出する。

1. 謝金は、源泉徴収後の現金を講師に支払うものとする。
2. 法人契約の場合、源泉しないものとする。
3. 振込先が法人口座でない場合は、講師側申請の所得税処理とする。
4. 例外として、プロジェクトの予算に応じて別途設定する場合がある。

(旅費)

第 4 条 講師・メンター・審査・評価等委員、委員に対しての旅費とは下記の区分に分かれる。

1. 交通費

2. 宿泊費

講師・委員・メンターが本法人の業務依頼において宿泊が必要になった場合に適用する。

(2)各交通費、宿泊費に関しては、下記別表(2)に定める内容で支払うものとする。

付 則

この規程は 2024 年 4 月 1 日より実施する。

別表 講師・委員・メンター謝金 表

金額単位：円

講師謝金	上級講師	プロフェッショナル講師 (講師業の方)	30,000/時間
	普通講師		15,000/時間
	学生講師	学生パネリスト等	5,000/1回
メンター謝金	上級メンター	経営コンサルティング、専門コ ーチ等(専門家)	20,000/時間
	メンター		10,000/時間
審査・評価等委員 謝金	審査・評価委員	民間公益事業 及び 公的事業に 関わる委員	60,000/1回
その他委員謝金	委員	上記以外の委員	15,000/時間
ボランティア謝金	ボランティア		本法人の職員の 時給相当額

但し、普通講師・委員謝金は、60,000 円を上限とする。上級講師の上限は交渉により、決定とする。

別表(2) 講師・委員・メンター交通費・宿泊費 表

金額単位：円

交 通 費	航空機	エコノミークラス正規航空運賃表による
	鉄 道	正規鉄道運賃表による
	その他	実 費 (領収書と引き換え)
	宿 泊 費	15,000 円/一泊